

2 教育課程等の概要（令和6年度）

別添「学校要覧」をご覧ください。

3 学習について

(1) 教科担任制

授業は教科担任制です。

(2) 定期テスト

定期テストとして、休み明けテスト・中間テスト・期末テスト（学年末テスト）があります。

(3) 家庭学習

家庭での学習が大切です。宿題、予習・復習を毎日着実にやり、学習習慣を身につけましょう。

(4) ノート

学校で使用するノートは、各教科の最初の時間に配布します。2冊目からは各自で購入してください。

(5) 特色ある教育活動について

伝統文化継承活動…年間を通じて、地域の伝統文化を学習します。

4 生徒会活動について（令和6年）

ビジョン

「切磋琢磨し合い、花開く世羅西中」

スローガン

「昇華（しょうか）」

ビジョンには、今より質の高いものを目指して、互いに助け合って相乗効果を発揮することで、双方のレベルが向上していくという思いを込めています。

スローガン「昇華（しょうか）」には、今の世羅西中学校の状態から更なる高度な状態へ飛躍するという意味があります。得意な部分は更に伸ばし、苦手な部分にもチャレンジしていける姿を目指していくという思いを込めています。今の自分に満足せず、高みを目指せるかどうかは生徒の皆さん次第で、自分の意思を強く持ち、行動していくという決意を込めました。

(1) 主な年間活動

- ① 生徒会の計画や運営に関する活動
生徒会新聞の発行（随時）、給食・掃除・下校時間の校内放送（毎日）
生徒総会（5月）、生徒会選挙（12月）、生徒委員会（毎月）
- ② 異年齢集団による交流に関する活動
全校朝会（毎週水曜日）、明神山登山（5月）、3年生を送る会（3月）
- ③ 生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動
各専門委員会活動（随時）
- ④ 学校行事への協力に関する活動
運動会（6月）、文化発表会（11月）
- ⑤ ボランティア活動などの社会参加に関する活動
花いっぱいふれあい清掃活動（9月）【次年度は防災に関わることも実施します】

(2) 専門委員会

- ① 生活委員会 … 生徒の登下校の安全を呼び掛け、学校生活の向上をめざす活動を行う。
- ② 図書・広報委員会 … 図書室の本を貸し出したり、生徒に本を読むことを呼びかけたり、読みたい本の希望調査を行う。
また、校内放送（掃除時間の音楽、下校を呼びかける放送など）や、新聞の作成をする。掲示物の貼り替えなどを行う。
- ③ 保健・美化委員会 … 生徒の健康観察をしたり、健康に関するアンケート調査をしたりする。給食についての取り組みも行う。
自問清掃の取り組みを行う。また、校舎内外の清掃が行き届くように掃除道具を点検したり、学校花壇の手入れをしたりするなど、校内の美化活動の取り組みを行う。

5 学校生活について

(1) 中学校生活を充実させよう。

【6つの生徒行動目標】

- ・身なりをきちんとしよう。
- ・あいさつ、返事をしっかりしよう。
- ・人の話をしっかり聴こう。
- ・掃除をしっかりとしよう。
- ・部活動に毎日参加しよう。
- ・時間を守って行動しよう。

(2) 毎日、朝食をきちんと食べましょう。

(3) 次の3つの時間を固定させ、生活リズムをつくりましょう。

・朝起きる時刻

・家庭学習を始める時刻

・寝る時刻

(4) 遅刻（登校や授業等）・忘れ物・私語をなくしましょう。

欠席や遅刻の場合は、
保護者が、8：10までに
学びポケットか TEL で連絡し
てください。

(5) 「せらにし学びの7か条」を実践しましょう。

授業を大切に、主体的に課題に取り組み、仲間とともに学習を進めていきましょう。

6 世羅西中学校生徒指導規程

世羅西中学校生徒指導規程

令和7年度版
世羅町立世羅西中学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。規律正しい学校生活を送り、よりよい校風を樹立するため、生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送るよう心掛ける。

(1) 制服は学校規定のものとする。また、左胸に名札をつける。

ブレザーの下にはカッターシャツ、または学校指定の白色ポロシャツを着用する。ブレザーを着用する場合は、指定のネクタイもしくはリボンを着用する。

※【寒い場合】

- ・ブレザーの下にベスト及びセーターを着用してもよい。ただし、セーターはベージュ、白、紺、茶、黒等の華美でない色で、制服の袖や裾からはみ出さないものに限る。
- ・タイツを着用してもよい。ただし、黒または紺の単色無地とする。ただし、靴下は今まで通り着用すること。

(2) ソックスは白・黒・紺の無地とし、ルーズソックス・スニーカーソックスなどの変形ソックスやポイントのあるものは着用しない。長さは、くるぶしが完全に保護できる長さ以上とする。

(3) スカートはひざの中心にかかる長さとする。ズボンをずらしてはかない。

(4) 上の下着については単色無地で華美でない物とする。必ず着ること。

(5) 香水や化粧品を使用したり、ピアス等、アクセサリーやその他の不必要な物を身につけたりしない。

(6) 通学靴は、白色の運動靴（紐靴）を使用する。雨天の場合は雨靴を使用してもよい。

(7) 体育館シューズは、青色ライン・ムーンスター（ジムスター）を使用する。

(8) 校舎内上履きは、青色のムーンスター・ハイスクールを使用する。

(9) 体操服は、学校指定の半そでシャツ（R7〜クールネック）、フリースーパパンツのショート（R7〜ハーフパンツ）。学校指定のジャージ上下を使用する。

(10) 防寒着を希望する人は、学校指定のウインドブレーカー（上下黒）を着用すること。マフラー、手袋、ネックウォーマーは許可するが、色は華美でないものとし、校舎内では、着けない。

(11) 身体的な理由により、特別な服装等の着用を希望する場合は、事前に学校に申し出て許可を得る。

(頭髪等)

第3条 自然な髪型とし、衛生的であること。また、特異な髪型は禁止する。

(1) 男子は、横髪が耳の上部にかからない長さ、後ろ髪は襟にかからない長さとする。

(2) 前髪は目にかからないようにし（男女共通）、ピンで留める場合は、1、2カ所で止めること。

(3) 女子の後ろ髪は肩にかからないようにし、それより長い場合は、耳より下で1つまたは2つに結ぶこと。

(4) 髪留めは黒のピン、黒・茶・紺色のゴムで、飾りのないものとする。

(5) 特異な髪型とは、パーマ・脱色・染色・リーゼント・剃り込み、ツープロック等、その他の加工や、華美な髪型をいう。

(6) まゆ毛を剃る、抜くなどの加工は禁止する。

(7) 整髪料の使用は禁止する。

下校時刻	
始業式～ 新人戦	17:40
新人戦～ 4月始業式	17:00

(持ち物)

第4条 学校には学校生活に必要な物以外は持参しない。

- (1) 持ち物・携帯品については、第2条に示す内容に準じ、華美でないデザインのものに限る。
- (2) 持ち物には、すべて名前をはっきり書くこと。
- (3) かばんは学校指定リュックサック、サブバックは学校指定のスクールバックとする。
- (4) 不必要なお金及び物品（ゲーム機・音響機器・遊具・装飾品・漫画本・菓子・制汗スプレー・香料入り汗拭きシート・うちわなど学校生活に必要なもの）を持参しない。
日焼け止めは無香料についてのみ許可する。
カイロは、健康面の自己管理を目的に許可する。ただし、身に付け取り出さないこととする。

(登下校について)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登下校する。

- (1) 学校に来る場合は制服を着用する。ただし、部活動を理由とする時は、部活動の服装で登下校してもよい。
- (2) 8時10分には教室に入室し、朝の会や授業の準備をする。
- (3) 放課後は、左に定められた下校時刻までに下校する。
- (4) 通学は、徒歩または自転車通学を原則とする。自動車での送迎については、自転車庫で乗り降りをするこ
と。

(自転車)

第6条 自転車通学に関する規定

- (1) 通学用自転車は原則として軽快車（通学や通勤に多く使用されている一般的な自転車）とする。
- (2) 6km以上の遠距離通学、または、高低差等で軽快車での通学が困難な状況がある場合は、事前の相談により、電動アシスト自転車（通学用モデル）の使用を認める。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、学校に届け出て許可を得る。通学で使用することを許可された自転車には、鑑札シールを貼ること。
- (4) 通学用自転車には、前かご、ライト、反射鏡、ベル、荷台、鍵を付ける。
- (5) 自転車通学で、雨天時に必要な場合は、学校指定の雨ガッパ(クリーム色で上下タイプまたはスカートタイプ)を着用する。
- (6) 自転車通学をする生徒は、安全のためにヘルメットを着用する。その際、あごひもをきちんと締める。そして、安全タスキも着用する。
- (7) 自転車は、左側を一律で通行する。自転車通行可能の歩道のある道路では、必ず歩道を通る。
- (8) 自転車は、自転車庫の決められた場所にきちんと置き、必ず鍵をかける。

(校内生活)

第7条 健康で安全な学校生活を送れるよう次のことを心掛けて生活を送る。

- (1) 登校から下校までの間は、許可なく校地外に出ない。
- (2) 公共物は大切に扱い、紛失、破損したとき、又はこれらのことを発見したときは、速やかに教職員に届ける。
- (3) 施設場所に入るときは、教職員の指示又は、許可を得る。
- (4) ノート交換や手紙回しなど、公開できない情報を一部の生徒のみで扱う行為を禁ずる。

第3章 家庭・校外での生活に関すること

第8条 校外での生活において、基本的な生活習慣の確立を念頭に置くとともに、健康で安全な生活習慣を大切に
にする。

- (1) 地域行事やボランティア活動に進んで参加する。
- (2) 外出の際は、行き先や帰宅時間をはっきりと告げて外出する。

- (3) 夜間の外出や外泊は、保護者同伴でなければ禁止する。 ※広島県青少年健全育成条例をうけて
- (4) 遊技場（カラオケボックス・映画館・ボウリング場など）への出入りは、保護者同伴とする。

第9条 携帯電話やスマートフォン等について

携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱う。

- (1) 学校生活外における携帯電話やスマートフォン等の所持・使用については禁止しないこととする。（ただし、登下校や休みの日の部活動は学校生活に含む）また、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。
- (2) 学校生活内における携帯電話やスマートフォン等の所持・使用は禁止とする。よって、校内に持ち込むことはできない。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校で対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

学校へ持ってきた場合の対応

- ① その場で直ちに引き上げ、注意指導後、保護者に来ていただく。
- ② 保護者と連携して返却する。
- ③ 特別な指導の対象となる。
- ④ 保護者に指導監督を強めるように強く要請する。

【携帯電話やスマートフォン、インターネットに関わる利用について】

携帯電話やスマートフォン等の使用については、以下のような様々な問題があることを十分に理解しておく必要があるため、各自でトラブルに巻き込まれないようにすること。

- ・ インターネットを利用した無料通話・メッセージアプリによる誹謗中傷（実名記入の有無は問わない）を書き込む「ネットいじめ」の問題。
- ・ 詐欺、出会い系サイトまたはコミュニティサイトによる被害などに巻き込まれる問題。食事や入浴、就寝時にも使用する極度の依存の問題。
- ・ インターネットやメール送受信、SNSのための時間や金銭の浪費の問題。

これらは、生徒の人間関係や生活習慣に大きな影響を与える事案が多く、問題となっている。

第4章 特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第10条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令・法規に違反する行為 ① 飲酒・喫煙 ② 暴力・威圧・強要行為 ③ 建造物・器物破損 ④ 窃盗・万引き ⑤ 性に関するもの ⑥ 薬物等乱用 ⑦ 交通違反 ⑧ 刃物等所持 ⑨ メールやLINE等での悪口等の書き込み ⑩ その他法令・法規に違反する行為 | <ul style="list-style-type: none"> (2) 本校の規則等に違反する行為 ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持) ② いじめ ③ 授業妨害 ④ カンニング等テストにおける不正行為 ⑤ 家出および深夜徘徊 ⑥ 無断アルバイト ⑦ 暴走族等への加入 ⑧ 登校後の無断外出・無断早退 ⑨ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等 ⑩ 不要物の校内への持ち込み ⑪ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為 |
|--|--|

(反省指導)

第11条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 保護者来校による二者の反省指導
- (3) 学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

(反省指導の実施)

第12条 反省指導は学校反省とする。学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第13条 別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね7日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

第5章 推薦基準に関すること

推薦入試については、高等学校が示す基準に達しており、高等学校での3年間、意欲的に学び続けることができる生徒を中学校長が責任を持って推薦するものです。そこで次のように推薦基準を設け、推薦の可否を総合的に判断し、責任を持って高等学校に推薦したいと考えております。

※ 世羅郡では、3中学校で統一した推薦基準を設けています。

- 1 推薦を希望する高等学校が第1希望であり、志望動機が明確であること。
- 2 高等学校が示す出願資格及び推薦基準（具体的な評定が示されている場合）を満たしていること。
- 3 学習意欲があり、学習状況が良好であること。（学習課題や提出物をきちんと提出できていること）
- 4 学校のきまりを守り、生活態度が良好であること。
- 5 部活動、生徒会活動、ボランティア活動に積極的に取り組んでいること。

令和6年 4月1日改定

令和7年 4月1日改定

7 部活動について(令和7年度)

- (1) 運動部 … 陸上競技部、軟式野球部、卓球部、バレーボール部
- (2) 文化部 … 吹奏楽部
- (3) 大会参加等

- ・運動部は、中学校体育連盟主催の大会へ参加します。
- ・吹奏楽部は、広島県吹奏楽連盟主催コンクールや、地域行事等に参加します。
- ・駅伝やマラソン大会には学校体制で積極的に参加します。

※令和5年度から部活動は全員入部ではなく、希望者のみ入部となりました。

8 主なPTA行事

令和6年度 世羅西中学校の主なPTA事業内容

月	主要事業等	日P・県P・郡P関係
4	入学式、本部役員会、総合役員会・運営委員会 家庭訪問、授業参観・総会・学級懇談会	
5	授業参観	郡P連総会
6	運動会	県P連定例総会
7	期末懇談会 「長寿つばきの里まつり」夜間巡回指導	
8	親子草刈り、本部役員会	
9	花いっぱいふれあい清掃活動、オープンスクール	郡P研修会 (HIPPYライブ)
10	授業参観	
11	文化発表会	
12	本部役員会、期末懇談会	県P研修会
1	授業参観・学級懇談会 本部役員選出委員会	
2	本部役員会、総合役員会 授業参観・総会 (書面審議)	
3	卒業証書授与式、会計監査	

9 諸経費等の納入について

(1) 諸経費の内訳

	給食費（6年度実績）			諸費				
	1年	2年	3年	教材費（6年度実績）			生徒会費	PTA会費
				1年	2年	3年		
4月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
5月	4,700	4,700	4,700	10,000	8,000	10,000	1,800	3,000
6月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
7月	4,700	4,700	4,700	11,945	10,000	12,000	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
10月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
11月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
12月	4,700	4,700	4,700	-	1,000	8,545	-	-
1月	4,700	4,700	4,700	-	-	-	-	-
2月	4,700	精算	精算	-	-	-	-	-
3月	精算	精算	-	-	-	-	-	-

(2) 納入金額

- ① 学校給食費 …… 毎月定額集金し、年度末に精算します。（令和6年度は1食260円）
- ② 年間教材費 …… 5月末・7月末・12月10日に振替えます。（3年は卒業アルバム代を含む）
※諸費は振替ごとに別途55円の振替手数料がかかるため、手数料込みの金額を集金します。
- ③ 生徒会費 …… 一人当たり年間 1,800円
- ④ PTA会費 …… 1世帯当たり年間 3,000円

兄弟姉妹が在学している場合は、
長子から集金します。

(3) 納入方法等

- ① 学校給食費の支払いは、小学校で指定されている金融機関を引き続き利用します。変更がない場合には、手続きの必要はありません。
 - 振替日：毎月20日（休日の場合は翌営業日）※前日までに口座残高の確認をお願いします。
 - 振替ができなかった場合は文書でお知らせしますので、「納付書」により世羅町指定金融機関（JA尾道市・もみじ銀行・両備信用組合・広島銀行）で、各自、納付してください。
※小学校から給食費口座振替のデータを移管させていただきますので、ご了承ください。
※このデータは、給食費の振替以外に、スポーツ振興センターの給付口座として利用することをご了承ください。
※入学後に振替口座の変更予定がある方は、2月末までにその旨を中学校へご連絡ください。なお、3月末までに、各自で、金融機関窓口にて変更手続きを済ませてください。
- ② 教材費・生徒会費・PTA会費の納入は、「学校諸費」としてJA尾道市の口座振替を利用します。全員、振替の手続きが必要です。
JA尾道市の口座をお持ちでない方は、新規に口座開設をお願いします。 名義人が未成年の場合は口座振替の契約ができないため、お子様名義の口座は利用できません。

手続き

- **JA尾道市に提出する書類**・・・「口座振替依頼書」（3枚複写）
世羅西支所で手続きの場合…「委託者用」はJAの窓口へ預けてください。
他の支所で手続きの場合…「委託者用」は提出用封筒に入れて学校へ提出してください。
 - 残高不足等の理由により振替ができなかった場合は文書でお知らせしますので、各自、JA尾道市で納付してください。なお、振替ができなかった場合にも振替手数料込みの金額を集金しますので、ご了承ください。
- ③ その他の経費（修学旅行など）については、その都度お知らせします。

(4) その他

- ① 部活動に必要な経費
ユニフォームなど個人で使用する物については個人負担となり、現金集金されます。

10 町からの補助金について

(1) 就学援助制度について

経済的な理由で就学困難な児童・生徒に対して、学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費・医療費を援助する制度があります。

手続き

1月下旬に、教育委員会からの文書が小学校を通じて配付されていますので、申請を希望される場合は、申請書を期限までに小学校へ提出してください。

(2) 遠距離通学生徒への通学費助成について

「年間自転車通学」で、自宅から中学校までの通学距離が片道6km以上ある生徒に対して、毎年39,000円の助成金が支給されます。

手続き

2月に、教育委員会からの文書が小学校を通じて配付されますので、それにしたがって手続きをしてください。

認定された場合は、請求・口座指定の手続き後、指定の口座へ入金されます。

(3) 通学ヘルメット購入の補助について

初回購入時のみ1,000円の補助があります。今回購入される方は申請してください。

※ 校外活動の時に自転車で地域に出ることがありますので、全員ヘルメットをご準備ください。

手続き

下記の①②の書類を、提出用封筒に入れて小学校へ提出してください。

① ヘルメット購入申込書 ※ 頭に合わせてサイズを決めてください。

※ 受け取ってから、サイズの変更や返品はできません。

② 通学ヘルメット補助申請書(様式第1号)

※ 日付は記入しないでください。

認定された場合は、請求・口座指定の手続き後、指定の口座へ入金されます。

(4) 部活動の大会出場に関わる補助について

中学校体育連盟・中学校吹奏楽連盟等が主催する大会へ出場した場合の交通費(貸切バス代)や参加費等については、町からの補助があります。

11 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行について

生徒のJR利用区間の営業キロが片道101キロメートル以上ある場合に、運賃が2割引になる学割制度があります。在学中、必要となったときに、その都度申請してください。

手続き

① 事務室で「学割証交付申請書」を受け取り、記入・押印後、担任へ提出してください。

② 学校から「学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)」を発行します。

③ 学割証に必要事項を記入し、駅や旅行会社の窓口へ提出して切符を購入してください。なお、学割証の有効期間は発行日から3ヶ月間です。

※即日の発行はできませんので、日にちに余裕をもって早めに申請をしてください。

※学割証を使用して購入した割引普通乗車券等を他人に譲渡してはいけません。

※使用しなかった学割証は、学校に返却してください。

保健室からのお願い

12 保健連絡カード記入について

★別紙「保健連絡カード」に記入して全員提出してください。

学校生活での、健康管理や緊急時の連絡などの目的で保健連絡カードを使用します。各項目について、漏れなく記入をお願いします。

【記入のしかた】表

(令和7) 年度入学

保健連絡カード

()年度入学

ふりがな 氏名	年 月 日生	男女
住所・電話		

保護者の氏名	性別	勤務先等	電 話	優先順位

かかりつけの 診療機関	内 科	() - ()
	産科/小児科	() - ()
	歯 科	() - ()

年 齢 (平均)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
-------------	----	----	----	----	----	----	----

健康保険証

保険証の種類	① 国民健康保険	記 号	
該当のものに○	② 社会保険	番 号	
	③ その他 ()	保険者番号	

※保険証の変更があった場合は、連絡してください。

1年生の欄に記入

★**緊急連絡先**

- ・ けがをした時や体調不良での早退時など、緊急時に、必ず連絡がとれる番号を書いてください。携帯電話の方が都合のよい場合は、その番号も書いてください。
- ・ 右側には、連絡をする際の優先順位を記入してください。

★**健康保険証**

- ①国民健康保険に「記号」はありません。
- ②社会保険に該当するものには「健康保険被保険者証」と記されています。
- ③その他には「000共済組合組合員被扶養者証」等の名称を記入してください。

*「児童医療費受給者証」は、記入しません。

中：見開き

アレルギー疾患調査について (1年生の欄に記入)

アレルギー疾患には、緊急の対応が必要とするものがありますので、詳しい調査にご協力ください。また、学校で管理が必要な場合には、事前に連携をさせていただきます。

アレルギー疾患の種類	食物アレルギー	乳たんぱく質アレルギー	卵アレルギー	小麦アレルギー	そばアレルギー	大豆アレルギー	豚肉アレルギー	鶏肉アレルギー	牛肉アレルギー	魚アレルギー	イソニアズールアレルギー	スギ花粉アレルギー	ブタクサ花粉アレルギー	アブラナ科花粉アレルギー	カナムツグ花粉アレルギー	カモガヤ花粉アレルギー	シロアリノコギリカビ
反応の有無	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要	必須・不要

※アレルギー疾患の種類は、薬品(学校保健管理調査)を照らし合わせることで、お問い合わせもお願いしております。

◆今までにかかった主な病気及び予防接種や年齢など記入してください。

病名	発症の時期	現在の経過(○◎)	検査の有無
心臓病(病名)			
腎臓病(病名)			
脳卒中(病名)			
糖尿病(病名)			
アレルギー(病名)			
その他(病名)			

◆お希望があれば、学校で検査を受けることができます。現在の学年に「希望する」「希望しない」のいずれかに○をつけてください。ただし、一度検査を受けたら、以後、検査を受ける必要はありません。

◆子どもの健康面で気になっていること(病気(治療中)について、その状況などを)

内 科	
牙 科	
他	

★今までにかかった主な病気及び予防接種や年齢など記入してください。

1年生の欄に記入

アレルギー疾患調査について (1年生の欄に記入)

アレルギー疾患には、緊急の対応が必要とするものがありますので、詳しい調査にご協力ください。また、学校で管理が必要な場合には、事前に連携をさせていただきます。

※保健連絡カードの取り扱いにつきましては十分配慮していきます。

13 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について ★別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の下 の部分にある「同意書」を全員提出してください。

災害給付制度とは、学校の管理下において児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を行う制度です。医療費総額 5000 円以上（医療保険で 1500 円以上）が対象です。医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

対象の疾病での受診時には他の制度を利用せず、保険証を使用して、3 割負担で支払いをしてください。また、申請の手続きは学校で行いますので、早めにお知らせください。

保険料は町費で負担されますが、加入には保護者の同意が必要です。

給付金の受け取りを、給食費が引き落とされる口座でよければ、表面のみ記入して提出してください。給食費が引き落とされる口座とは別の口座にしたい場合は、→ 裏面に「指定口座」を記入して提出してください。

必要事項を記入の上、押印を
忘れないようにしてください。

保護者のみなさまへ
令和7年度用
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について
児童生徒教育委員会

児童生徒教育委員会では教育上の必要性に定着する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」といいます。）と災害共済給付制度を締結しています。

この災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療や見舞金の給付を医療費の給付として行われ、加入の際、本人の同意、また、本人の同意を得た保護者の同意を得て、児童生徒の同意を得ることとなります。児童生徒教育委員会としては、市内の小・中学校に在学する児童生徒全ての保護者へ同意書をご提出いただくようお願いしていることとなります。つきましては、加入に同意された方については同意書に署名いただき、必ずお返しいただくようお願いいたします。

また、災害共済給付の請求手続は、インターネットを利用したシステムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報保護の観点から、児童生徒の同意を得た上で、このシステムを利用することとなります。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定められており、後、添付の同意書に添付されています。各都府県が1日限額、その自治体独自の上限があります。

災害共済給付制度について、詳細な内容は、お返しいただいた同意書に添付されています。

■ 給付の対象となる災害の種類と給付金額
災害の種類 災害の範囲 給付金額

負傷	本人が被災した場所の学校管理下において、災害に遭った場合 給付 5,000 円以上 100,000 円以内	医療費 災害救助法の規定による災害に遭った場合 47,000 円以内 1/10 以内、療養に要する費用は、追加されるが、 本人が被災した場所の学校管理下において、災害に遭った場合 5,000 円以上 100,000 円以内
疾病	本人が被災した場所の学校管理下において、災害に遭った場合 「学校管理下」以外の場所において、災害に遭った場合 「学校管理下」以外の場所において、災害に遭った場合 （本人が被災した場所の学校管理下において、災害に遭った場合）	医療費 災害救助法の規定による災害に遭った場合、給付 47,000 円以内 1/10 以内、療養に要する費用は、追加されるが、 本人が被災した場所の学校管理下において、災害に遭った場合 5,000 円以上 100,000 円以内
障害	学校の管理下で被災した児童生徒の障害 （この場合「障害」は「身体障害」に限る）	障害給付金 4,000 円以内 100 万円以内 （障害の程度に応じた給付）
死亡	学校の管理下で被災した児童生徒の死亡 （この場合「死亡」は「自然死」に限る）	死亡給付金 3,000 万円以内 100,000 万円以内 （死亡の程度に応じた給付）
失踪	学校の管理下で被災した児童生徒の失踪 （この場合「失踪」は「行方不明」に限る）	死亡給付金 3,000 万円以内 100,000 万円以内 （死亡の程度に応じた給付）

※なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 学校の管理下で被災した児童生徒が災害に遭った場合
② 学校の管理下で被災した児童生徒が災害に遭った場合
③ 学校の管理下で被災した児童生徒が災害に遭った場合
④ 学校の管理下で被災した児童生徒が災害に遭った場合

⑤ 災害救助法の規定による災害に遭った場合
⑥ 災害救助法の規定による災害に遭った場合
⑦ 災害救助法の規定による災害に遭った場合
⑧ 災害救助法の規定による災害に遭った場合

■ 同意書
同意書に記入の上、押印を忘れないようにしてください。

同意書
児童生徒教育委員会 監
児童生徒教育委員会 監
児童生徒教育委員会 監
児童生徒教育委員会 監

14 学校から病院受診が必要と判断した場合

- ・ 生徒が体の不調を訴えたりけがをしたりして、病院を受診する必要があると判断した場合には、原則、保護者の方に迎えに来ていただき、病院に連れて行っていただきます。
- ・ 緊急を要して、学校から病院受診を行う際には家庭と連絡を取りますが、連絡が取れない場合は、「保健連絡カード」に記入された、かかりつけ医か学校医のいる医療機関を優先に送院します。ご了承ください。
- ・ 病院受診の基準は以下の通りです。

- ・ けがをしたところが、『変形している・ひどく腫れている・強い痛みがある・動かさない・傷口が深い』などの緊急を要する症状があるとき。
- ・ 頭部・目・首・背骨などをけがして疾病や後遺症の恐れがあるとき。
- ・ 熱中症の疑いがあり、様子を見ていたが、回復の兆候がないとき。
- ・ その他、早めに病院を受診したほうがよいと思われるとき。

15 学校感染症について(インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎等)

感染症の疑いがあると医師に診断された時は、学校に連絡し、自宅で休養してください。学校保健安全法が定める主な学校感染症と出席停止期間の基準は以下の通りです。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校への登校を再開する際は、治癒証明書の提出が必要になります。(医療機関のひっ迫を回避するため、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を除く)【令和7年1月現在】

16 学校給食での食物アレルギー対応食実施について(通知)【別紙】

食物アレルギーを有する生徒へは、学校給食において、可能な限り食物アレルギー対応を行っています。対応に係る経費は給食費の中で対応するため、別途徴収はありません。

対応が必要な場合は、手続きが必要なため、説明会終了後、養護教諭へお知らせください。

17 家庭連絡票について

★別紙「家庭連絡票」を全員提出してください。